

## 主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

## 理 由

弁護士松尾菊太郎の上告趣意第一点は、原審において主張も判断もない事項について、違憲違法を主張するものであり（なお現行犯逮捕の点は、住居侵入の現場から約三〇米はなれた所で逮捕したものであるが、時間的には、住居侵入の直後、急報に接し、A 巡査が自転車で現場にかけつけ、右の地点において逮捕したものであるから、刑訴二二条一項にいう「現に罪を行い終つた者」にあたる現行犯人の逮捕と認むべきである。）、同第二点は、単なる量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当たらない。また記録を調べても同四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年六月四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎
裁判官	河	村	大	助
裁判官	奥	野	健	一